



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 3月26日金曜日 第1544号外 1

◇ 目 次 ◇

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例.....	1
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例.....	2
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県財政基盤強化積立金条例の一部を改正する条例.....	4
愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	5
四国中央市及び西予市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例.....	5
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	6
愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	9
食品衛生法施行条例及び愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する条例.....	9
愛媛県在宅介護研修センター使用料条例.....	10
愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例.....	11
愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	11
都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例の一部を改正する条例.....	12
愛媛県総合科学博物館使用料条例等の一部を改正する条例.....	13
教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	13
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	14
県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例.....	14
愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部を改正する条例.....	15
愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....	16

条 例

○愛媛県条例第1号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛

媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

4 第1項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第2号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第1条 職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者は、」の下に「愛媛県立医療技術大学及び」を、「学長」の下に「、学部長」を加える。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第5備考中「学長」の下に「、学部長」を加える。

（愛媛県職員定数条例の一部改正）

第3条 愛媛県職員定数条例（昭和30年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「愛媛県立医療技術短期大学」を「愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学」に、「4,562人」を「4,561人」に、「73人」を「74人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第3号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第

29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるもの」を「次に掲げる業務」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるもの
- (2) 納税義務者、滞納者等との間において行う県税の賦課及び徴収に関する折衝業務(前号に掲げる業務を除く。)

第4条中「270円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第24条中「10万円」を「20万円」に改める。

別表第1備考中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第5号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成16年3月31日」を「平成17年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事及び副知事の給料の減額に関する条例(平成15年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。
 - 第1条第1項中「平成16年3月分」を「平成16年4月分」に改め、同条第2項を削る。

○愛媛県条例第6号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

第7条第5項ただし書中「関する規定」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)」を加え、同項第2号中「他の地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人(以下「他の地方公共団体等」という。)」を、「関する規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該他の地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社若しくは公庫等(」を「一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(」に改め、「以下同じ。)」の下に「(以下「一般地方独立行政法人等」という。)」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社で」、「地方公社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公社」という。)」を削り、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第3号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という。)」を削り、同項第4号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第6号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第8項中「前7項」を「前各項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「前5項」を「前各項」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定

一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第7条の4の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第1項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第2項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、「第5項」の下に「及び第6項」を加え、同項第1号及び第3号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第5号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第4項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第14条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加える。
(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

第14条第2項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第15条の2第2項中「3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)」を「6箇月以内」に改める。
(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

第9条中「生後1年に満たない生児を育てる」を「子の保育の」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表2の表1の項金額の欄中「8,900円」を「12,700円」に改める。

別表4の表47の項から49の項までを次のように改める。

47	削除	
48	削除	
49	削除	

別表5の表6の項事務の欄中「第27条の23第1項」を「第27条の26第1項」に、「経営事項審査(経営状況分析を除く。)」を「経営規模等評価」に改め、同項名称の欄中「経営事項審査(経営状況分析を除く。)手数料」を「経営規模等評価手数料」に改め、同項金額の欄中「8,500円と2,500円に審査」を「8,100円と2,300円に評価」に改め、同項の次に次のように加える。

6の2 建設業法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知	総合評定値通知手数料	400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
-----------------------------------	------------	------------------------------------

別表5の表7の項事務の欄中「第27条の23第1項」を「第27条の35第1項」に、「経営事項審査（経営状況分析に限る。）」を「経営状況分析」に改め、同項名称の欄中「経営事項審査（経営状況分析に限る。）手数料」を「経営状況分析手数料」に改め、同表70の項事務の欄中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八」に、「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第12号八」に改め、同表71の項同欄中「第31条の2第2項第12号二」を「第31条の2第2項第13号二」に、「第62条の3第4項第12号二」を「第62条の3第4項第13号二」に改め、同表74の項同欄中「第20条の2第7項又は第38条の4第17項」を「第20条の2第9項又は第38条の4第19項」に改め、同表75の項同欄中「第39条の7第10項」を「第39条の7第9項」に改め、同表76の項同欄中「第39条の7第12項」を「第39条の7第11項」に改める。

別表6の表58の項の次に次のように加える。

58の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000円
58の3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	70,000円
58の4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	84,000円
58の5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	77,000円
58の6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の事業範囲変更許可申請手数料	75,000円

第2条 愛媛県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表6の表55の項事務の欄中「特定製品に係るフロン類

の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第1項」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項」に、「第二種特定製品引取業者」を「引取業者」に改め、同項名称の欄中「第二種特定製品引取業者登録申請手数料」を「引取業者登録申請手数料」に改め、同表56の項事務の欄中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条において準用する同法第12条第1項」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項」に、「第二種特定製品引取業者」を「引取業者」に改め、同項名称の欄中「第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料」を「引取業者登録更新申請手数料」に改め、同表57の項事務の欄中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第1項」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項」に、「第二種フロン類回収業者」を「フロン類回収業者」に改め、同項名称の欄中「第二種フロン類回収業者登録申請手数料」を「フロン類回収業者登録申請手数料」に改め、同表58の項事務の欄中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項において準用する同法第12条第1項」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項」に、「第二種フロン類回収業者」を「フロン類回収業者」に改め、同項名称の欄中「第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「フロン類回収業者登録更新申請手数料」に改め、同表58の2の項事務の欄中「（平成14年法律第87号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表4の表47の項から49の項までの改正規定
平成16年4月1日
- (2) 第1条中別表6の表58の項の次に次のように加える改正規定
平成16年7月1日
- (3) 第2条の規定
平成17年1月1日

○愛媛県条例第8号

愛媛県財政基盤強化積立金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県財政基盤強化積立金条例の一部を改正する条例

愛媛県財政基盤強化積立金条例（昭和33年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、積立金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、その設立の日（特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。以下同じ。）から3年以内に終了する各事業年度のうち」を削り、「計算上益金の額が損金の額を超えない」を「金額（法人税法（昭和40年法律第34号）第22条第1項に規定する所得の金額をいう。）が年40万円未満の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事業年度が1年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「年40万円」とあるのは、「40万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

第3条第2項中「日」の下に「（特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度分の県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の県民税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第10号

四国中央市及び西予市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

四国中央市及び西予市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（家畜保健衛生所条例の一部改正）

第1条 家畜保健衛生所条例（昭和25年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第1条関係）」に改め、同表愛媛県西条家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「川之江市、伊予三島市、」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県八幡浜家畜保健衛生所の項同欄中「大洲市」の下に「、西予市」を加え、「、西宇和郡及び東宇和郡」を「及び西宇和郡」に改める。

（愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正）

第2条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和29年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表愛媛県三島警察署の項位置の欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同項管轄区域の欄中「伊予三島市及び川之江市」を「四国中央市」に改め、「、宇摩郡一円」を削り、同表愛媛県八幡浜警察署の項同欄中「八幡浜市一円」の下に「、西予市のうち三瓶町」を加え、同表愛媛県宇和警察署の項位置の欄中「東宇和郡宇和町」を「西予市宇和町」に改め、同項管轄区域の欄中「東宇和郡」を「西予市」に改め、同表愛媛県野村警察署の項位置の欄中「東宇和郡野村町」を「西予市野村町」に改め、同項管轄区域の欄中「東宇和郡」を「西予市」に改める。

（愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部改正）

第3条 愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例（昭和33年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表八幡浜中央地域農業改良普及センターの項管轄区域の欄中「大洲市」の下に「、西予市」を加え、「、西宇和郡及び東宇和郡」を「及び西宇和郡」に改め、同表西条中央地域農業改良普及センターの項同欄中「、川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改める。

（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県立伊予三島看護専門学校の項名称の欄中「愛媛県立伊予三島看護専門学校」を「愛媛県立看護専門学校」に改め、同項位置の欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県紙産業研究センターの項同欄中「川之江市」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県畜産試験場の項目的の欄中「行なう」を「行う」に改め、同項位置の欄中「東宇和郡野村町」を「西予市」に改める。

別表第2愛媛県東予児童相談所の項所轄区域の欄中「、川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県南予児童相談所の項同欄中「東宇和郡」を「西予市」に改め、同表愛媛県伊予三島保健所の項名称の欄中「愛媛県伊予三島保健所」を「愛媛県四国中央保健所」に改め、同項位置の欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同項所轄区域の欄中「川之江市、伊予三島市及び宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県八幡浜中央保健所の項同欄中「西宇和郡及び東宇和郡」を「西予市及び西宇和郡」に改め、同表西条中小企業労働相談所の項位置の欄中「新居浜市」を「西条市」に改め、同項所轄区域の欄中「川之江市、伊予三島市、」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表八幡浜中小企業労働相談所の項同欄中「大洲市」の下に「、西予市」を加え、「、西宇和郡及び東宇和郡」を「及び西宇和郡」に改め、同表愛媛県西条家畜保健衛生所の項目的の欄中「行なう」を「行う」に改め、同項所轄区域の欄中「川之江市、伊予三島市、」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県八幡浜家畜保健衛生所の項同欄中「大洲市」の下に「、西予市」を加え、「、西宇和郡及び東宇和郡」を「及び西宇和郡」に改める。

(愛媛県県立学校設置条例の一部改正)

第5条 愛媛県県立学校設置条例(昭和39年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表2川之江高等学校の項位置の欄中「川之江市」を「四国中央市」に改め、同表三島高等学校の項同欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同表土居高等学校の項同欄中「宇摩郡土居町」を「四国中央市」に改め、同表三瓶高等学校の項同欄中「西宇和郡三瓶町」を「西予市」に改め、同表宇和高等学校の項同欄中「東宇和郡宇和町」を「西予市」に改め、同表野村高等学校の項同欄中「東宇和郡野村町」を「西予市」に改める。

別表3宇和聾学校の項位置の欄及び同表宇和養護学校の項同欄中「東宇和郡宇和町」を「西予市」に改める。

(愛媛県屋外広告物条例の一部改正)

第6条 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表宇摩郡の項を削り、同表西宇和郡の項町名の欄中「及び三瓶町」を削り、同表東宇和郡の項を削る。

(愛媛県公害防止条例の一部改正)

第7条 愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の表2の項区域の欄中「伊予三島・川之江水域(川之江市川之江町余木字上鳥越381番地から伊予三島市豊岡町長田字川西756番地の13)」を「四国中央水域(四国中央市川之江町余木字上鳥越381番地から同市豊岡町長田字川西756番地の13)」に改め、同表3の項同欄中「伊予三島・川之江水域」を「四国中央水域」に改める。

別表第3(1)の表地域の欄中「川之江市、伊予三島市」を削り、「土居町」を「四国中央市(新宮町を除く。)」に改める。

(愛媛県県立博物館設置条例の一部改正)

第8条 愛媛県県立博物館設置条例(昭和45年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県歴史文化博物館の項位置の欄中「東宇和郡宇和町」を「西予市」に改める。

(愛媛県保健所設置条例の一部改正)

第9条 愛媛県保健所設置条例(昭和51年愛媛県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表1の表愛媛県西条中央保健所の項所管区域の欄中「川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県八幡浜中央保健所の項同欄中「大洲市」の下に「西予市」を加え、「西宇和郡及び東宇和郡」を「及び西宇和郡」に改め、別表2の表愛媛県伊予三島保健所の項を次のように改める。

愛媛県四国中央保健所	四国中央市	四国中央市
------------	-------	-------

(愛媛県地方局設置条例の一部改正)

第10条 愛媛県地方局設置条例(昭和55年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表西条地方局の項所管区域の欄中「川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表八幡浜地方局の項同欄中「大洲市」の下に「西予市」を加え、「西宇和郡及び東宇和郡」を「及び西宇和郡」

に改める。

(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第11条 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第18条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(愛媛県児童相談所設置条例の一部改正)

第12条 愛媛県児童相談所設置条例(平成12年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県東予児童相談所の項所管区域の欄中「川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県南予児童相談所の項同欄中「東宇和郡」を「西予市」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表14の項事務の欄中「もの」の下に「(第19号から第44号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。)」を加え、同項同欄第34号中「受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第52号とし、同項同欄第33号中「受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第51号とし、同項同欄第32号を第48号とし、同号の次に次の2号を加える。

(49) 政令第5条の6第1項の規定に基づく医療法人台帳の備付けに関する事務

(50) 政令第5条の6第2項の規定に基づく医療法人の主たる事務所の移転の通知に関する事務

別表14の項事務の欄中第31号を第47号とし、第30号を第46号とし、第29号を第45号とし、同項同欄第28号の4中「受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第44号とし、同項同欄第28号の3中「受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第43号とし、同項同欄第28号の2中「受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第42号とし、同項同欄第28号中「の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付」を削り、同号を同項同欄第41号とし、同項同欄第27号中「の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付」を削り、同号を同項同欄第40号とし、同項同欄第26号の2中「

の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに決定書の交付」を削り、同号を同項同欄第39号とし、同項同欄第26号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第31号とし、同号の次に次の7号を加える。

- (32) 法第63条第1項の規定に基づく医療法人に対する報告の徴収及び立入検査に関する事務
- (33) 法第64条第1項の規定に基づく医療法人に対する措置命令に関する事務
- (34) 法第64条第2項の規定に基づく医療法人に対する業務の停止の命令及び役員の解任の勧告に関する事務
- (35) 法第64条の2の規定に基づく特別医療法人に対する収益業務の停止の命令に関する事務
- (36) 法第65条の規定に基づく医療法人の設立の認可の取消しに関する事務
- (37) 法第66条第1項の規定に基づく医療法人の設立の認可の取消しに関する事務
- (38) 法第67条の規定に基づく弁明の機会の付与等に関する事務

別表14の項事務の欄第25号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第30号とし、同項同欄第24号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第29号とし、同項同欄第23号中「受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第28号とし、同項同欄第22号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第27号とし、同項同欄第21号中「受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第26号とし、同項同欄第20号中「受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付」を「受理」に改め、同号を同項同欄第25号とし、同項同欄第19号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第24号とし、同項同欄第18号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第22号とし、同項同欄第16号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第21号とし、同項同欄第15号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第21号とし、同項同欄第15号中「（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」及び「の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付」を削り、同号を同項同欄第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (20) 法第45条第2項、第55条第4項（法第57条第5項において準用する場合を含む。）、第64条第3項及び第66条第2項の規定に基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に関する事務

別表14の項事務の欄中第14号の2を第18号とし、第9号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第8号の2を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の3を第4号とし、第2号の2を第3号とし、同項の次に次のように加える。

<p>14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第44条第1項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の設立の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務 (2) 法第46条の2第1項ただし書（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく理事の減員の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務 (3) 法第46条の3第1項ただし書（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務 (4) 法第47条第1項ただし書（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務 (5) 法第50条第1項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務 (6) 法第50条第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (7) 法第51条第1項の規定に基づく医療法人の決算の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 	<p>保健所を設置する市</p>
---	------------------

- (8) 法第55条第3項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の解散の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務
- (9) 法第55条第5項の規定に基づく医療法人の解散の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (10) 法第56条第2項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく解散した社団たる医療法人の残余財産の処分の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務
- (11) 法第56条第3項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務
- (12) 法第57条第4項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の合併の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務
- (13) 法第68条において準用する民法第40条の規定に基づく名称等の決定の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに決定書の交付に関する事務
- (14) 法第68条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務
- (15) 法第68条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務
- (16) 法第68条において準用する民法第59条第3号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務
- (17) 法第68条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の登記の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (18) 法第68条において準用する民法第83条の規定に基づく清算の結了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (19) 医療法施行令（以下この項において「政令」という。）第5条の7の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務
- (20) 政令第5条の8の規定に基づく役員の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

別表22の項を次のように改める。

22 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第22条第1項の規定に基づく業務上取扱者の届出の受理に関する事務 (2) 法第22条第2項の規定に基づく業務上取扱者に該当することとなった者の届出の受理に関する事務 (3) 法第22条第3項の規定に基づく事業の廃止等の届出の受理に関する事務 (4) 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定に基づく毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理に関する事務 (5) 法第22条第4項において準用する法第15条の3の規定に基づく措置命令に関する事務 (6) 法第22条第4項及び第5項において準用する法第17条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務 (7) 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定に基づく毒物劇物取扱責任者の変更の命令に関する事務 (8) 法第22条第6項の規定に基づく措置命令に関する事務	保健所 を設置 する市
--	-------------------

別表26の項事務の欄第2号中「第34条の2第1項」を「第34条の3第1項」に改め、「同条第2項」の下に「において準用する法第34条の2第2項」を加え、同号を同項同欄第3号とし、同項同欄第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第34条の2第1項の規定に基づく択伐による立木の伐採の届出の受理及び同条第2項の規定に基づく択伐の計画の変更命令に関する事務

別表30の項事務の欄第2号中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八」に改め、同項同欄第3号中「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第12号八」に改め、同表32の項同欄第2号中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八」に改め、同項同欄第3号中「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第12号八」に改め、同表49の項の次に次のように加える。

49の2 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する事務 (2) 法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示に関する事務 (3) 法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定に関する事務 (4) 法第18条第1項の規定に基づく常時監視に関する事務 (5) 法第18条第2項の規定に基づく報告に関する事務 (6) 法第19条の規定に基づく公表に関する事務 (7) 法第22条の規定に基づく協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務	今治市 及び新 居浜市
---	-------------------

- (8) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づく区域の指定に関する事務
- (9) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定に基づく区域の指定に関する事務

別表55の項の次に次のように加える。

55の2 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	今治市及び新居浜市
(1) 法第3条の規定に基づく規制地域の指定に関する事務	
(2) 法第4条の規定に基づく規制基準の設定に関する事務	
(3) 法第5条第2項の規定に基づく意見の聴取に関する事務	
(4) 法第6条の規定に基づく公示に関する事務	
(5) 法第21条第1項の規定に基づく協力を求めることに関する事務	

別表56の2の項の次に次のように加える。

56の3 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	今治市及び新居浜市
(1) 法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する事務	
(2) 法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示に関する事務	
(3) 法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定に関する事務	
(4) 法第20条の規定に基づく協力を求め、又は意見を述べることに関する事務	
(5) 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下この項において「省令」という。）別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定に関する事務	
(6) 省令別表第2備考1及び2の規定に基づく区域及び時間の指定に関する事務	

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表26の項、30の項及び32の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の愛媛県事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表14の項の左欄に掲げる事務に係る医療法及び同法の施行のための規則（以下「医療法等」という。）の規定により知事又はその委任を受けた者がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に医療法等の規定により知事又はその委任を受けた者に対してなされた申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、同日以後において同項の右欄に掲げる市の長（以下「市長」という。）が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長のした処分その

他の行為又は市長に対してなされた申請等とみなす。

○愛媛県条例第12号

愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（愛媛県情報公開条例の一部改正）

第1条 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「書面（）」の下に「当該事項を記録した電磁的記録を含む。」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による提出は、公開請求書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開請求をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

第16条中「の写し」の下に「（複製物を含む。）」を加える。

（愛媛県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第26条中「の写し」の下に「（複製物を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条中第16条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

食品衛生法施行条例及び愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

食品衛生法施行条例及び愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する条例

（食品衛生法施行条例の一部改正）

第1条 食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条の18第2項」を「第50条第2項」に改める。

第3条中「第20条」を「第51条」に改める。

附則第2項中「現に」の下に「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）第2条の規定による改正前の」を加える。

別表第1 9(1)中「第5条」を「第35条」に、「第19条の17第1項」を「第48条第1項」に改める。

別表第3 1(6)中「第21条第1項」を「第52条第1項」

に改め、同表11(1)中「と殺放血室、」を「とさつ放血室、」に改め、同表11(1)ただし書中「と殺放血を」を「とさつ放血を」に、「と殺放血室」を「とさつ放血室」に改め、同表11(3)ただし書中「と殺放血」を「とさつ放血」に改め、同表12(3)中「と殺し」を「とさつし」に改める。

別表第5 1の項事務の欄中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに29,560円を超えない範囲内において規則で定める金額

別表第5 2の項事務の欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表3の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表4の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表5の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表6の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表7の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表8の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表9の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表10の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表11の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表12の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表13の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表14の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表15の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表16の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表17の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表18の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表19の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表20の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表21の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表22の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表23の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表24の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表25の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表26の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表27の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表28の項同欄中「第21条第1項」を「第52

条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表29の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表30の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表31の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表32の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表33の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表34の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表35の項同欄中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表備考中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

(愛媛県ふぐ取扱者条例の一部改正)

第2条 愛媛県ふぐ取扱者条例(昭和27年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第2号」を「第6条第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の食品衛生法施行条例別表第5 1の項の規定は、この条例の施行の日以後の検査の申請に係る手数料について適用し、同日前の検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第14号

愛媛県在宅介護研修センター使用料条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県在宅介護研修センター使用料条例

(使用料の徴収)

第1条 愛媛県在宅介護研修センター(以下「センター」という。)を使用する者から、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の額)

第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、センターの附属設備及び備品を使用する場合の使用料の額は、実費を勘案して規則で定める額とする。

(使用料の納付時期)

第3条 使用料は、センターの使用の前に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となったとき。
 - (2) センターを使用する者が規則で定める日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めるとき。
- (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区 分	単 位	金 額
研 修 室	1室1日につき	3,900円
和 室	1室1日につき	2,900円

備考 愛媛県在宅介護研修センター管理条例(平成15年愛媛県条例第63号)第4条第1項の利用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、1室1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。

区 分	金 額
研 修 室	550円
和 室	410円

○愛媛県条例第15号

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例

愛媛県特別会計条例(昭和39年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中小企業振興資金特別会計の項目的の欄中「及び中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)」を「並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)」に、「中小企業構造の高度化等」を「中小企業者その他の事業者の事業活動」に改め、同表国営農地開発事業負担金特別会計の項を削る。

附 則

- 1 この条例中、第1条の表国営農地開発事業負担金特別会計の項を削る改正規定は平成16年4月1日から、同表中小企業振興資金特別会計の項の改正規定及び次項の規定は独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の日から施行する。
- 2 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)第1条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)の規定に基づく資金の貸付事業の経理については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第16号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和48年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「風致地区」の下に「(面積が10ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)」を加える。

第2条第1項第2号中「変更」の下に「(以下「宅地の造成等」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

第2条第2項第7号中「掲げる土地の形質の変更」を「掲げる宅地の造成等」に改め、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、当該堆積に係る面積が10平方メートル以下であり、かつ、その高さが1.5メートル以下であるもの

第2条第3項中「若しくは中核市の機関又は次」を「、中核市若しくは第9条第1項に規定する市(以下「国等」という。)の機関又は次に、「当該国、県若しくは中核市」を「当該国等」に改め、同項第1号から第9号までを次のように改める。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (5) 日本郵政公社
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第2条第3項中第10号を削り、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第5号中「水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第18条第1項」を「独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項」に改め、同条第13号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第5条第1項中「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「するものとする」に改め、同項第1号ウ(ア) b中「建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計とする。以下この条において同じ。)の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率(建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)」に改め、同項第3号ウ(ア) b中「建築面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同項第5号中「造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更」を「造成等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の

面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が25パーセント以上（自己の居住の用に供する住宅の用に供する宅地の造成にあつては、15パーセント以上）であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

第5条第1項第5号イ中「土地の形質の変更を行なう土地の区域の面積が」を削り、「こえるもの」を「超える宅地の造成等」に改め、「ア」の下に「及びイ」を加え、同号イ(ア)中「こえる」を「超える」に改め、同号イ(ア)に次のただし書を加え、同号イを同号ウとする。

ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

第5条第1項第5号アの次に次のように加える。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第5条第1項第5号に次のように加える。

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 水面の埋立て又は干拓

次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第5条第1項第9号中「調和する」を「著しく不調和でない」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第9条第1項第1号中「国、県及び中核市の機関並びに」を「国等の機関及び」に改め、同条第2項第1号中「国、県及び中核市の機関並びに」を「国等の機関及び」に、「及び当該協議」を「並びに当該協議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第3項第1号から第9号までの改正規定（改正後の同項第2号及び第4号から第7号までに係る部分に限る。）並びに第3条第5号及び第13号の改正規定 公布の日

(2) 第2条第3項第1号から第9号までの改正規定（改正後の同項第1号に係る部分に限る。） 平成16年7月1日

(3) 第2条第3項第1号から第9号までの改正規定（改正後の同項第9号に係る部分に限る。）及び同項中第10号を削り、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる改正規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の日（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている改正後の愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第7号に掲げる行為については、新条例第2条及び第3条の規定は、適用しない。

3 新条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る新条例第2条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）及び新条例第4条第1項の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）について適用し、同日前の申請に係る許可及び変更許可については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為（面積が10ヘクタール未満の風致地区に係るものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第17号

都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例の一部を改正する条例

都市計画法施行令第31条ただし書の規定により開発区域の面積を定める条例（平成15年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市計画法施行条例

本則を第4条とし、同条に見出しとして「（開発区域の面積の特例）」を付し、同条中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）」を「政令」に改め、同条の表左欄中「、今治広域都市計画区域」を「及び今治広域都市計画区域」に改め、「及び東予広域都市計画区域（新居浜市の区域を除く。）」を削り、同条の前に次の3条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第8号の3並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第19条第1項ただし書及び第31条ただし書の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（市街化調整区域に係る開発許可の基準の特例）

第2条 法第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域は、今治広域都市計画区域（今治市の区域を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

(1) 政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域を含まない土地の区域

(2) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている土地の区域

2 法第34条第8号の3の条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる基準に適合する自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（イ）項第2号に掲げるものを含む。）の用途以外の用途とする。

(1) 予定建築物等の敷地面積が165平方メートル以上500平方メートル以内であること。

(2) 予定建築物等の地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。）からの高さが10メートルを超えないこと。

（開発行為の規模の特例）

第3条 政令第19条第1項ただし書の規定により条例で定める規模は、東予広域都市計画区域（新居浜市の区域を除く。）に限り、1,000平方メートルとする。

附 則

この条例は、平成16年5月14日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県総合科学博物館使用料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県総合科学博物館使用料条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「、施設使用料にあつては」を削る。

(1) 愛媛県総合科学博物館使用料条例（平成6年愛媛県条例第15号）第3条ただし書

(2) 愛媛県歴史文化博物館使用料条例（平成6年愛媛県条例第16号）第3条ただし書

(3) 愛媛県美術館使用料条例（平成10年愛媛県条例第26号）第3条ただし書

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」の下に「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条」を加え、「基き、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の5の規定を実施するため」を「基づき」に改め、同条第2項中「教育公務員特例法第21条の3」を「地方公務員法第25条第

4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条」に改める。

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正）

第2条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「）第8条」を「）第7条」に、「第8条の3第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第8条の3第1項」を「第8条第1項」に改める。

第5条第1項中「第8条の規定」を「第7条の規定」に、「第8条の3第1項」を「第8条第1項」に改める。

第5条の2中「第8条の規定」を「第7条の規定」に、「第8条の3第1項」を「第8条第1項」に改める。

第7条第4項中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

附則に次の2項を加える。

35 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

36 旧機関（国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続いて職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第3条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第2項」を「第16条第2項」に、「基き」を「基づき」に改める。

（農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正）

第4条 農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支

給に関する条例（昭和33年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」を「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」に、「第4条」を「第3条」に改める。

（愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正）

第5条 愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表1の項区分の欄中「国立及び公立の」を「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である」に改める。

（教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第6条 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第8条及び第11条」を「第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項」に改める。

第6条中「場合で」を「場合であつて」に、「緊急に」を「緊急の」に改め、同条第1号中「生徒」を「校外実習その他生徒」に改め、同条第2号中「学校行事」を「修学旅行その他学校の行事」に改め、同条第3号中「教職員会議」を「職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）」に改め、同条第4号中「非常災害等」を「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定数）

第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 県立中学校の職員	校長、教員	45人
	養護教員	3人
	学校栄養職員	3人
	事務職員	3人
	計	54人
(2) 県立高等学校	校長	55人
	教員	2,775人
	事務職員	234人
	技術職員	7人

校の職員

その他の職員	393人
（うち実習助手 230人）	
計	3,464人
校長	8人
教員	611人
(3) 県立盲学校、聾学校及び養護学校の職員	7人
学校栄養職員	35人
事務職員	211人
その他の職員	211人
（うち寄宿舎指導員 136人、実習助手23人）	
計	872人
校長、教員	5,062人
養護教員	367人
(4) 市町村立小学校の職員	97人
学校栄養職員	352人
事務職員	352人
計	5,878人
校長、教員	3,074人
養護教員	146人
(5) 市町村立中学校の職員	45人
学校栄養職員	45人
事務職員	145人
計	3,410人
計	13,678人

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例等の一部を改正する条例

（県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正）

第1条 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例（昭和23年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「111,600円」を「115,200円」に、「30,000円」を「31,200円」に、「1,500円」を「1,680円」に改め、同条第2項中「1,500円」を「1,680円」に改める。

第8条第1項中「1,500円」を「1,680円」に改める。（県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正）

第2条 県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例（昭和24年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「290円」を「320円」に改める。（愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正）

第3条 愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例（昭和46年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「78,000円」を「80,400円」に改める。

(愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正)

第4条 愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例(昭和60年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「111,600円」を「115,200円」に改める。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正)

第5条 愛媛県立伊予三島看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例(平成8年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例

第1条中「愛媛県立伊予三島看護専門学校」を「愛媛県立看護専門学校」に改める。

第2条中「78,000円」を「80,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県立学校における授業料その他の費用の徴収条例第2条の規定は、平成16年度以後に高等学校に入学する者に係る授業料額について適用し、平成15年度以前に高等学校に入学した者に係る授業料額については、なお従前の例による。

(県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例第3条の規定中受講料に関する部分は、平成16年度以後に高等学校の通信制の課程に入学する者に係る受講料について適用し、平成15年度以前に高等学校の通信制の課程に入学した者に係る受講料については、なお従前の例による。

(愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の愛媛県立歯科技術専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例第2条の規定は、平成16年度以後に愛媛県立歯科技術専門学校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額について適用し、平成15年度以前に同校に入学した者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

(愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の愛媛県立農業大学校専攻科における授業料及び入学選考料徴収条例第2条の規定は、平成16年度以後に愛媛県立農業大学校専攻科に入学する者に係る授業料の額について適用し、平成15年度以前に同科に入学した者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第5条の規定による改正後の愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例第2条の規定は、平成16年度以後に愛媛県立看護専門学校に入学する者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額について適用し、平成15年度以前に愛媛県立伊予三島看護専門学校に入学した者又は当該者の属する年次の在學生となる者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第22号

愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部を改正する条例

(愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正)

第1条 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和49年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「日本育英会法(昭和59年法律第64号)による学資の貸与又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 平成16年度以前に高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に入学した者に係る第2条第4号の規定の適用については、同号中「国又は県」とあるのは、「国、県、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)附則第10条第1項の規定による解散前の日本育英会」とする。

(愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部改正)

第2条 愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例(平成14年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項に後段として次のように加える。

この場合において、旧条例第3条第4号中「日本育英会法(昭和59年法律第64号)の規定による学資の貸与」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条の規定による学資の貸与、同法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第15条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和59年法律第64号)第22条の規定による学資の貸与若しくは独立行政法人日本学生支援機構法附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる学資の貸与」とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

「 198人 「 199人
第2条の表中 1,319人 を 1,331人 に、「2,719人
690人 を 697人 に、「2,304人」 2,324人」

」を「2,739人」に改め、同条に次の1項を加える。
2 前項に掲げる警視、警部又は警部補及び巡查部長の階級にある警察官の員数が当該階級の警察官の定数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その定数に満たない範囲内の数を当該定数から減じ、当該減じた数を当該階級より下位の階級の警察官の定数に加えることができる。
第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「前条各号の」を「前条第1項に掲げる」に、「当該各号に掲げる職員の」を「同条に定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 県の機関、国又は他の地方公共団体に派遣されている職員は、予算で定める人員の範囲内で、前条に定める定数の外に置くことができる。
第4条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
2 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「おいては、」の下に「愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第23号）による」を加え、「第2条」を「第2条第1項」に改める。

○愛媛県条例第24号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号の表愛媛県銅山川第一発電所の項位置の欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同表愛媛県銅山川第三発電所の項同欄中「川之江市」を「同」に改め、同表愛媛県富郷発電所の項同欄中「伊予三島市」を「同」に改め、同項第4号の表愛媛県立今治病院の項診療科目の欄中「脳神経外科」の下に「、心臓血管外科」を加え、同表愛媛県立伊予三島病院の項名称の欄中「愛媛県立伊予三島病院」

を「愛媛県立三島病院」に改め、同項位置の欄中「伊予三島市」を「四国中央市」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表宇摩郡選挙区の項、東宇和郡選挙区の項、川之江市選挙区の項及び伊予三島市選挙区の項を削り、同表に次のように加える。

Table with 2 columns: 選挙区名, 定数. 四国中央市選挙区 3人, 西予市選挙区 2人

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。